

地方公共団体における 建築事業の発注等について



一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会
Japan Association of Architectural Firms

建築設計・工事監理の現状

- 設計監理業として、建築の品質の向上、改善等について、**安定的持続が難しい**状況である（業務報酬の不足、担い手の不足等による）。
- 業態改善、魅力のある業界にするためにも、まず見本となる**公共事業について改善を推進する必要**がある。
- 地方では、**技術者や公共事業に対応可能な事務所の不足**により、積算や設備設計なども含め、対応が難しい状況も現れてきている。
- 適切な品質、コスト、工期で実現することのみならず、**関係する人材育成、地域における関係する業の安定的維持も重要**である。

現状と課題について

- 地方公共団体による建築設計・工事監理の発注等について、**建築物の品質の向上、業としての安定的持続の観点から不適切な事例**があり、品確法の観点などから是正、改善等はできないか。
 1. 設計入札におけるダンピング防止
(最低制限価格の導入)
※価格調査制度は、あまり期待できない
 2. 適切な設計にかかる工期の設定
 3. 業務報酬について、実体のない業務細分率の適用等を理由にした歩切類似行為の根絶 等
- 「設計施工一貫方式など多様な発注方式の導入」について、地元外の大手の参入、設計業務の軽視等、基本設計における追加業務による混乱や当惑。

発注者の支援について

発注者の技術者数、技術力等の不足がこれらの背景にあると考えられ、**小規模な公共団体における発注者支援が必要。**

- 「官公庁施設整備における発注者のあり方について」等の**技術的な基準等の作成などの具体化、地方公共団体への周知徹底。**
- 「外部機関の活用に関する環境の整備」の一環として、**外部機関の具体的な活用の在り方についても整理及び周知徹底が必要。**